J60320-2-J1(H16)

家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー
パート２：電熱機器用カプラー

家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー

パート 2：電熱機器用カプラー

1． 適用範囲

置換：

IEC60320 の本パートは、家庭用及びこれに類する用途の電熱機器に使用されるカプラーに適用する。この電熱機器用カプラーは、50Hz 又は 60Hz 交流電源専用のものであり、定格電圧 250V 以下及び定格電流 16A 以下のものである。

注 1　電熱機器の例を以下に示す。

- ― 電気ポット
- ― 採暖用電熱機器
- ― 調理用電熱機器
- ― 電気アイロン
- ― 加湿器

2　この規格の適用範囲には、以下を含まない。

- ― 電気ホットプレートの自動温度調節器内蔵コントローラー
- ― コードレスアイロンの本体と架台の接続器
- ― 制御回路を内蔵するコネクター

2． 引用規格

下記の追加とともに、パート 1 の本項が適用される。

JIS C 8358：電気器具用差込接続器

JIS C 8303：配線用差込接続器

3． 定義

下記の追加ともに、パート 1 の本項が適用される。

3.5　追加：

ただし、「使用者は分解してはならない」旨が取扱説明書に記載されており、かつ、かしめ、圧着、溶接又は半田付けによりコードが接続された電熱機器用コネクターは、コード非交換型とみなす。

追加の定義：

3.101　マグネット形カプラー：磁石の吸引力を利用し、保持力を維持すると同時に接点が接触し、機器を電源コードに接続するのに用いる接続器。マグネット形コネクターとマグネット形インレットの二つの部分からなる。

3.102　マグネット形コネクター：電源側となるマグネット形カプラーの部分。接点及び保持力維持用の磁石を備え、電源コードの一端に接続され、手で着脱するもの。

3.103　マグネット形インレット：機器に固定されるマグネット形カプラーの一部で接点及び保持力維持用の鉄片を備え、マグネット形コネクターが接続される部分。

4． 一般要求事項

パート 1 の本項が適用される。

5． 試験に関する一般注意事項

パート 1 の本項が適用される。

６． 定格

下記の変更とともに、パート 1 の本項が適用される。

6.1 置換：

標準定格電圧は 125V 又は 250V とする。

6.2 置換：

標準定格電流は、1A、3A、6A、7A、12A 及び 15A とする。

７． 区分

下記の変更とともに、パート 1 の本項が適用される。

7.1.2 置換：

電熱機器用カプラーは接続される機器のタイプにより分類される：

－ クラス０用の電熱機器用カプラー

注 定格電圧が 150V を超えない電熱機器用カプラーについてのみ認められる。

－ クラスⅠ用の電熱機器用カプラー

－ クラスⅡ用の電熱機器用カプラー

８． 表示

パート 1 の本項が適用される。

９． 寸法及び適合性

下記の変更とともに、パート 1 の本項が適用される。

9.1 置換：

マグネット形カプラーは、JIS C 8538 の寸法に適合すること。寸法は、測定によって判定する。

電熱機器用カプラーには、スタンダードシートが含まれていないが、26 項に規定されている距離に適合するようにソケットコンタクトが埋め込まれていること。

9.2 適用しない。

9.4 追加：

－ クラス０用の電熱機器用コネクターと、それ以外の電熱機器用インレット

追加の項目：

9.101 電熱機器用カプラーは、パート 1 のスタンダードシートに適合している機器用コネクター又は機器用インレット若しくは家庭用又は同様目的のプラグ及びソケットアウトレット（例：IEC60083：家庭用及び同様目的のプラグ及びソケットアウトレットのスタンダードシート及び JIS C 8303：配線用差込接続器）との互換性があってはならない。

10. 感電に対する保護

パート 1 の本項が適用される。

11. アースに関する規定

パート 1 の本項が適用される。

12. 端子と永久固定用端子

下記の追加ともに、パート 1 の本項が適用される。

12.1.1 追加：

巻締め端子は大頭丸平小ねじを使用し、そのねじの寸法は JIS C 8303 の規定にしたがわなければならない。

12.2.1　追加：

注　－　「事前処理」には、巻締めは含まれない。

13.　構造

下記の追加とともに、パート 1 の本項が適用される。

13.10.1　追加：

巻締め端子は、この項を適用しない。

13.10.3　追加：

クラス０用の電熱機器用カプラーは通し絶縁距離を 0.8mm 以上とする。

13.11　適用しない。

14.　耐湿性

パート 1 の本項が適用される。

15.　絶縁抵抗及び耐電圧

下記の追加とともに、パート 1 の本項が適用される。

15.3　追加：

クラス０用の電熱機器用カプラーは、試験電圧を 1000V とする。

16.　コネクターの抜き差しに必要な力

置換：

電熱機器用カプラーの構造は、電熱機器用コネクターの容易な差込及び引き抜きを可能にし、通常の使用において電熱機器用コネクターが電熱機器用インレットから抜け落ちるのを防止しなければならない。

適否は電熱機器用コネクターについてのみ、下記により判定する。

電熱機器用コネクターを適切な電熱機器用インレットに一杯に、刃の方向に対して５回抜き差しした平均値は、以下の表に記載された引き抜き力であること。

区分	引き抜き力（N）
定格電流が 15A 以下のものであって極数が２のもの	5 以上 60 以下
定格電流が 15A を超えるものであって極数が２のもの	15 以上 100 以下
定格電流が 15A 以下のものであって極数が３のもの	7.5 以上 60 以下
定格電流が 15A を超えるものであって極数が３のもの	20 以上 120 以下

これらの試験は 21 の試験後に繰り返す。

17.　接点片の作動と回路抵抗

マグネット形カプラーを除き、パート 1 の本項が適用される。

18.　高温及び超高温用カプラーの耐熱性

パート 1 の本項が適用される。

19.　遮断性能

下記の追加とともに、パート 1 の本項が適用される。

置換：

試験電圧を定格電圧の 1.1 倍とする。また、試験力率は定格電流が 10A 以下のものは 0.6、定格

電流が 10A を超えるものは 0.95 とする。

20. 通常操作

下記の追加とともに、パート 1 の本項が適用される。

置換：

試験電圧を定格電圧とする。

追加：

クラス０用の電熱機器用カプラーについては、試験後の耐電圧試験は 1000V とする。

21. 導電部の温度上昇

パート 1 の本項が適用される。

22. コードとその接続

下記の追加とともに、パート 1 の本項が適用される。

22.1 追加：

電気用品取締法技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）別表第一に適合したものは接続できる。但し、シースのない平形コードはクラス０用の電熱機器用コネクターにのみ使用できる。

22.4 追加：

注 － 金属スプリングは、製品規格で認められた場合は使用できる。

シースなし電源コードの折り曲げ試験回数は、2000 回とする。

23. 機械的強度

下記の追加とともに、パート１の本項が適用される。

23.3 追加：

マグネット形コネクターには、本項を適用しない。

置換：

引張力は次の表を適用する。

定格電流	引張力（N）
6A未満	6
6A以上 12A以下	35
12Aを超え 16A以下	50

24. 耐熱性及び耐劣化性

パート 1 の本項が適用される。

25. ねじ、通電部及び接続

パート 1 の本項が適用される。

26. 沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離

下記の追加とともに、パート 1 の本項が適用される。

追加：

クラス０用の電熱機器用カプラーは、次の表を適用する。

沿面距離及び空間距離	mm
異極充電部相互間	3
充電部と可触金属部との間	3*
可触金属部と充電部との間の絶縁材料の厚さ	0.8
注 1) 巻締め端子は、端子ねじの頭形から1mm大きい範囲内（座金、当金を含む。）は充電部とみなす。	
*刃受け金具が外郭の受け口面から沈む深さは以下に適合すること。 刃受け穴の直径又は短辺が 3mm 以下のものは 1.2mm 以上、刃受け穴の直径又は短辺が 3mm を超え 5mm 以下のものは 1.5mm 以上、及び刃受け穴の直径又は短辺が 5mm を超えるものは 3mm 以上であること。	

27. 絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性

パート 1 の本項が適用される。

28. 耐食性

パート 1 の本項が適用される。

29. 電磁両立性（EMC）要求事項

パート 1 の本項が適用される。

附属書A

（情報）

安全性（感電保護及び適正極性）に関係した工場配線機器用カプラーの日常試験

IEC60320-1 の本附属書が適用される。